令和２年４月23日

お知らせ

商工会員、観光協会員　各位

新型コロナウイルス感染拡大により売上が大きく減少した事業者の方に対して、次の２つの給付制度がまもなく創設される予定です。

制度詳細確定・予算可決後、正式にご案内します（5月1日発送予定）が、現在公表されている事業概要(案)をご承知おきのうえ、資金繰りや事業継続の参考にしてください。(※今後変更の可能性あり)

全体概要（予定）

区　分		事 業 A	事 業 B
事業主体		経済産業省 （協力団体：未定）	斜里町 （協力団体：斜里町商工会）
事業名		持続化給付金	小規模事業者緊急経営支援給付金
主な対象要件	減少算定期間	2020年1月～12月	2020年3月～6月
	前年同月減少率	△50%以上	△20%以上、△50%未満
	給付額	個人事業主100万円 法人200万円	概ね、20万円～60万円
	前年の年商	不　問	6,000万円以下
	対象業種	不　問	限　定

※ 事業Aの要件を満たす方は、事業Bに申し込むことはできません。

◆ 事業A　　経済産業省／持続化給付金（概要）

1．給付額（予定）

① 計算方法　「前年総売上（事業収入)」－（「前年同月比△50%月の売上」× 12カ月 ）

② 上限額　個人事業主：100万円　、　法人：200万円

2．主な給付対象要件（予定）

① 対象者　中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者（フリーランス含む）など

② 売上減少率　コロナの影響で2020年1月～12月売上が、前年同月比で50%以上減少した月がある

＜2ページ目に続く＞

◆ 事業Ｂ　斜里町／小規模事業者緊急経営支援給付金（概要）

１．給付額（予定）

＜ 支給区分 ＞ 2019 年の事業収入	2020 年 3 月～6 月の 4 ヶ月の間に、 前年同月比の売上が 20%以上 50%未満 減少した月の数		
	1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月または 4 ヶ月
1,200 万円未満	20 万円	30 万円	40 万円
1,200 万円以上 2,400 万円未満	30 万円	40 万円	50 万円
2,400 万円以上 6,000 万円以下	40 万円	50 万円	60 万円

※ 但し、前年事業収入が 480 万円未満の場合は、上記額に満たない場合がある

２．主な給付対象要件（予定）

① 対象業種　製造業、交通事業、卸小売業、宿泊業、飲食サービス業、観光関連サービス業等

② 前年収入　6,000 万円以下（2019 年分の確定申告書により判断）

③ 売上減少率　コロナの影響で、2020 年 3 月～6 月売上が、前年同月比で 20%以上 50%未満の範囲で減少した月がある

④ その他
- 経済産業省・持続化給付金（事業 A）の支給対象要件を満たしていないこと
  （→ 50％以上減少した月がない者）
- 町内に事業所または店舗等を有し、令和２年１月末日以前から営業を行っていること
- 税・料の滞納がないこと、2019 年分の確定申告を行ったこと

＜ 事業Ａ・Ｂ共通の留意事項 ＞

※ このお知らせは、令和 2 年 4 月 22 日現在の情報に基づいて作成されています。
※ どちらも補正予算成立をもって確定します。それまでは、給付対象、額、給付要件等が変更・追加になる場合があります。
※ 実際の給付は、最短で、事業 A は 5 月下旬、事業Ｂは 5 月中旬となる見込みです。
※ 事業の詳細は、5 月 1 日に発送予定の正式なご案内でご確認ください。

問い合わせ先：斜里町役場商工観光課商工労政係（TEL:0152-23-3131）
斜里町商工会事務局（TEL: 0152-23-2185）

＜ 以 上 ＞